

## 憲法第96条改正に反対する会長声明

自由民主党は、平成24年4月27日、憲法第96条の改正規定について、衆参両議院の3分の2以上の賛成による発議要件を過半数に緩和することを含む日本国憲法改正草案を公表している。

また、同党の総裁でもある安倍晋三内閣総理大臣は、平成25年1月30日、衆議院本会議での答弁において、憲法第96条の改正に取り組む旨を明言した。

しかし、憲法第96条の改正には次のような重大な問題点があり、容認できない。そもそも、憲法第96条が憲法改正について法律よりも厳しい要件を設けているのは、多数派の権力行使によって、少数派の人権が侵害されることを防ぐためである。従って、憲法改正が安易になされることになれば、憲法にて定める基本的人権の保障が形骸化する危険が生ずることになる。

また、国論を二分するような憲法上の問題については、全国民の代表者によって構成される国会での十分な討議を経て、民意を統合してから発案されることが必要である。もし、憲法改正の発議が容易となれば、時の多数派により憲法改正の発議が繰り返されることによって政治体制が不安定化し、我が国の国家的統合を危うくする恐れがある。なお、憲法学説上も、憲法改正には自ずから限界があり、特に憲法改正手続に関する規定を改正することは、元の憲法との本質的同一性を損なうことから、憲法改正の限界を超えて許されないとする説が有力である。

以上のとおり、憲法第96条の改正を行うことは、日本国憲法下において確立された我が国の立憲主義体制を損ない、その帰結として、日本国憲法が理念として掲げる基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義という核心的な価値をも容易に破壊する結果を招く恐れがある。

このような理由により、当会は、憲法第96条の改正には強く反対する。

2013年（平成25年）5月22日

釧路弁護士会

会長 齊藤道俊